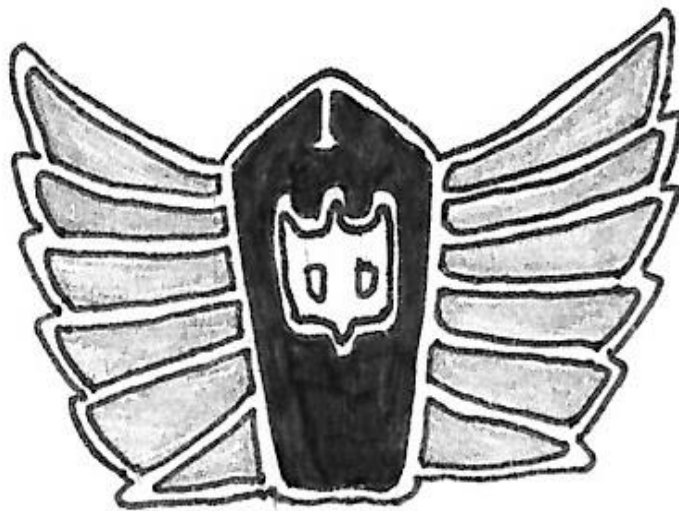


PTA 総会資料

2021 年度



国立市立国立第二中学校 PTA

目 次

1. 議事

●第 1 号議案 2020 年度 活動報告

執行部役員	会長・副会長、書記 -----	1
	会計 -----	2
総合委員会	教育環境委員会、地区委員会 -----	3
	選出委員会 -----	4
専門委員会	給食委員会、広報委員会、文化委員会 -----	5
クラス委員会	一学年委員会、二学年委員会、三学年委員会、A 組委員会 -----	6
サークル	バレーボールサークル -----	7

●第 2 号議案 2020 年度 決算報告及び会計監査報告

2020 年度 会計報告 -----	8 ※別紙
--------------------	-------

●第 3 号議案 会則改正

PTA 会則の改正 -----	9
PTA 組織図 -----	10

●第 4 号議案 2021 年度 執行部役員及び会計監査委員の承認

2021 年度 PTA 執行役員候補者及び会計監査委員候補者 -----	11 ※別紙
--------------------------------------	--------

●第 5 号議案 2021 年度活動方針

2021 年度 活動方針 -----	12
2021 年度 PTA 委員名簿 -----	13 ※別紙

●第 6 号議案 2021 年度 予算

2021 年度 予算 -----	14
------------------	----

2. その他

PTA 会則 -----	16
PTA 行事総合補償制度加入の御案内 -----	20

個人情報保護の観点から、個人名が掲載されている頁に関しましては、別途、紙面で配布しております。あらかじめ御了承ください。

変化を力に・・・

PTA 会長

昨年度、ほとんどの PTA 委員会主催の活動ができず、委員同士もほとんど顔を合わせる機会を失ったまま 1 年が過ぎてしまいました。新旧のバトンの受け渡しの場である PTA 総会は例年どおりの開催を望んでおりましたが、今年度も集まっての開催は見送ることといたしました。準備にあたり、今日まで、先生方をはじめ、執行部、委員の皆様、そして会員の皆様からの御協力を心より感謝申し上げます。

以前校長先生から「子供たちは『・・・だからできない』ではなく、『・・・だけれどできること』を探しています。」というお話を聞きました。もちろん、楽しみにしていた行事などができなくなり、悔しく、寂しい気持ちもある中で、それでも強く前向きに歩もうとする子供たちの姿に、心が熱くなりました。そしていつも子供たちに寄り添い、お力になってくださる先生方の御尽力にも感謝いたします。先の見えない不安な日々は続きますが、私たち保護者も、子供たちと共に力強く歩んでいきたいと思えます。

本年度も皆様の御協力をいただき、すすんでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

PTA 総会に寄せて

校長 黒田 宏一

緊急事態宣言、分散登校、学校行事や宿泊行事の中止等これまで経験したことのない事態の続いた 1 年が、新たな経験としてもたらされ、少しは私たちも遅くなったのではないのでしょうか。なぜなら、未経験に対する対応・判断を求められたとき、本校教職員・生徒は、常に状況を前向きに捉え前進しようと努力し、その力を得ることができたからです。そう確信しています。それは私にとって誇りでもあります。

PTA の皆様におかれましても、多くの御苦労があったことと思われませんが、それを感じさせないこの 1 年間の様々の工夫された取り組みに心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。本年度も同様の状況は続くかと思いますが、本校の教育活動にお力添えいただきますよう心よりお願い申し上げます。

はじめまして、副校長の石田と申します。

副校長 石田 和徳

このたび、御縁があって、この国立第二中学校に赴任いたしました副校長の石田と申します。よろしくお願いいたします。国立は過去に一度だけ、国立市内の高等学校に用事があったくらいで、はじめてに等しい土地です。閑静なイメージでしたが、実際にゆったりとした心地よい風が流れ、学習するには抜群な環境だと感じます。この国立二中也ゆっくり、じっくり、子供たちの教育に力が注げる環境だと感じています。赴任して 1 週間、私の感じた国立二中学生は、自分から挨拶できる生徒たちだということです。当たり前と思われるかもしれませんが大事な姿勢だと思います。職員室に入る姿も素晴らしく、意識の高さが伺えます。ぜひこの素晴らしい二中学生たちのために、PTA の皆様と一緒にいろいろな知恵やアイデアを出し合い、活動ができれば幸いです。よろしくお願いいたします。

2020 年度活動報告

< 執行部役員 >

会長・副会長

【PTA の運営】

- 総会の開催
- 運営委員会の開催 4 回
（第2回、第3回運営委員会は LINE を使って開催）
- 会長・副会長打ち合わせ
- 各委員会・各担当との連携

【学校主催の会議・行事への参加】

- 学校評議員会に参加

【対外的な会議への参加】

- 国立市 PTA 会長協議会に参加
- 国立市立小・中学校長・PTA 会長等連絡会に参加

書 記

- 運営委員会「出欠表」の準備、記録
- 運営委員会「PTA だより」発行
※今年度は5回発行：総会報告1回、運営委員会報告4回
- 運営委員会「出欠表」「名札」作成
- 「卒業おめでとう」（卒業生保護者向け冊子）発行、「総会資料」発行
- PTA 総会の準備、記録
- 新委員決定後に各種「名簿」作成、配布
- 印刷機、コピー機の備品（ロールマスター・インク）の管理（発注、納入確認）
- 印刷用紙の管理（発注、納入確認）

会 計

【PTA 保険契約】

6 月 本年度 PTA 活動についての保険契約締結

【PTA 会費集金】

9 月 集金日 1 週間前に「PTA 会費と保険料の納入について」のお知らせをプリントで配布し、集金日前日にメール配信と先生方より生徒への声掛けをしていただきました。

【活動費についての精算】

毎月各委員会からの活動費精算を行いました。

【決算】

12 月 中間決算（例年 9 月に実施していた中間決算を 12 月に実施）

2 月 卒業生向け決算

3 月 本年度決算

【次年度予算（案）検討】

1 月～3 月 次年度予算の検討

<総合委員会>

教育環境委員会

《活動内容》市教育委員会へ提出する教育環境改善に向けた「要望書」を執行部役員と共同で作成しました。

7月	正副会長と年間スケジュールの調整、施設見学会の中止決定
8月	教育環境アンケート作成、印刷、配布、メール配信依頼
9月	教育環境アンケートの回収、集計 【運営委員会にて】アンケート集計結果報告 要望書（案）検討、作成
10月	要望書（案）を執行部役員へ確認依頼 副校長と正副会長で要望書の打ち合わせ、要望書作成
11月	市教育委員会へ要望書提出（正副会長出席）
2月	要望書への回答書受け取り（会長・委員長出席） 【運営委員会にて】要望書の回答書内容報告

地区委員会

《活動内容》例年は「地区交流会」という集会の形式で情報の発信や交換を行っていましたが、今年度は世情により情報の発信を用紙配布で行い、同内容を学校 HP にも掲載しました。用紙と HP 共にアンケートを添付し任意回答を受け付けました。

9月	テーマ決定（体験記を通して乳がん検診の大切さを伝える）、 発信形式決定（用紙配布＋HP 掲載）、作成方法決定（役割分担）
10月	体験記原稿下書き、体験記データ作成、添付情報検討
11月	体験記＋添付情報のデータ化、表紙作成
12月	用紙配布分の印刷、用紙配布（学校経由）、HP 掲載（学校経由）
1月	アンケート回収、アンケート回答のまとめ

選出委員会

《活動内容》次期の執行部役員の選出方法を決め、その手続きを実施していくのが業務です。今年度も例年の選出方法にならい、年度後半に、立候補、推薦を経て候補者の互選を以て役職を予定し、新年度早々に実施されるPTA総会で正式選出とする流れで進めました。今年度は、コロナ禍ということもあり打ち合わせはLINE上で行いました。

10月～1月	LINE上での打ち合わせ
1月	執行部役員立候補・推薦投票用紙の印刷、配布 用紙の回収、投票結果のとりまとめ、互選会の案内の配布
2月	互選会実施（1回） 投票結果の印刷、配布
3月	LINE上での打ち合わせ 執行部役員候補者を運営委員会にて報告、PTAだよりに記載
4月	新一年生向け執行部役員、会計監査募集の印刷、配布 会計監査募集の印刷、配布 / 会計監査 候補者確定 2021年度執行部役員及び会計監査 候補者のお知らせ 印刷、配布

<専門委員会>

給食委員会

- 学校給食用物資納入登録業者選定委員会への出席（7回）
学校給食の安全性、栄養価の向上及び価格の軽減を図るため、第一給食センターで職員、登録業者、保護者等が集まり選定委員会が行われました。夏休みには納入業者提供食材の見学会に参加しました。
- 学校給食献立作成委員会への出席（5回）
前月の献立について子供たちの意見を報告し、翌月の献立について検討を図るため、第二給食センターで栄養士、調理員、保護者等が集まり献立作成委員会が行われました。意見や要望について、改善可能であれば、すぐに対応してくれました。改善不可能なものに関しては、理由を詳しく説明してくれました。
- 給食だより「給食バンザイ」の発行
委員長、副委員長による対面での打ち合わせ（11月）
メール、LINEによる内容検討、原稿作成（12、1月）
印刷、配布（1月）

広報委員会

- | | |
|-----|--|
| 10月 | 副校長との打ち合わせ
各学年へやまびこ172号の原稿依頼 |
| 11月 | 印刷会社エヌズデジタルファクトリーとの打ち合わせ
校長、副校長、各学年主任、A組担任、かがやき担任などにやまびこ172号の原稿依頼 |
| 12月 | 原稿の回収、印刷会社へ原稿入稿 |
| 1月 | 原稿の校正 |
| 2月 | 再校正 |
| 3月 | やまびこ172号発行 |

文化委員会

報告事項なし

<クラス委員会>

一学年委員会

- 9月 PTA 会費集金
学年委員会開催
- 10月 クラス活動費でインデックスフォルダーを購入、配布
- 11月 修学旅行の旅行会社プレゼンテーションに参加
- 4月 各クラスの新委員選出

二学年委員会

- 9月 PTA 会費集金
- 12月 クラス活動費の用途について打ち合わせ
- 2月 クラス活動費でドキュメントファイルを購入、配布
- 4月 各クラスの新委員選出

三学年委員会

- 7月 卒業記念品アンケート作成
- 8月 卒業記念品アンケート印刷、配布
- 9月 PTA 会費集金
- 10月 卒業記念品をシャープペンシル（校章と卒業年月入り）に決定 見積もり、発注
卒業対策委員会の報告のたより作成、配布
- 11月 卒業記念品の納品、検品、仕分け作業
- 3月 卒業式当日の打ち合わせ

A組委員会

- 9月 PTA 会費集金
- 2月 クラス活動費で色鉛筆を購入、配布

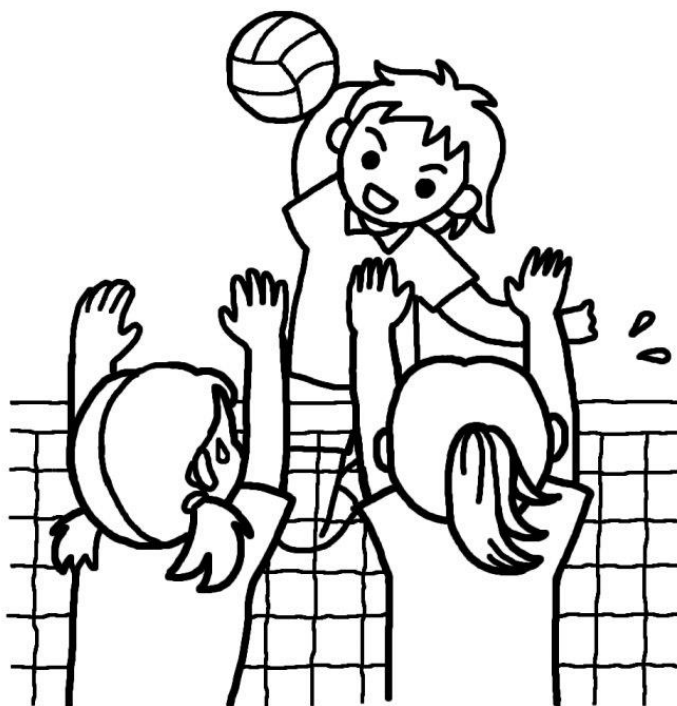
＜サークル＞

バレーボールサークル

PTA バレーボールサークルは先生方と保護者で活動しています。
OB・OGの方々や他校のチームと交流をしながら、男女一緒に、楽しく和気あいあいとした雰囲気練習しています。

今年度はコロナ禍での活動自粛もあり、例年 11 月末に国立市総合体育館で開催される国立市 PTA バレーボール大会は残念ながら中止となりました。

随時メンバーを募集しています。経験は問いません。
いつでも大歓迎ですので、お気軽に御参加ください。



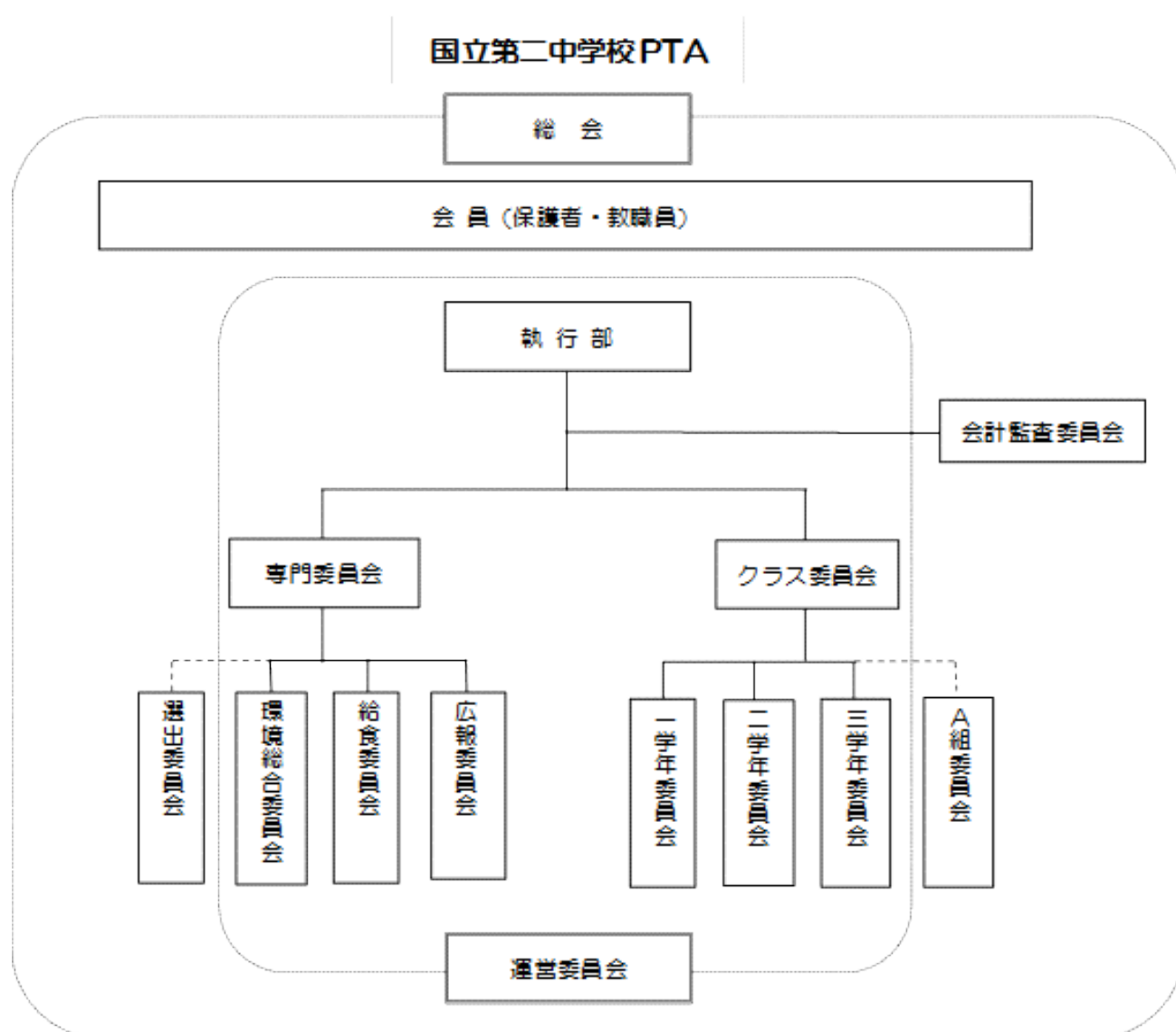
会則改正

〈PTA会則の内容〉

条 項	原 文	改正後
第七章 役員選出委員会	第二十三条 執行部役員及び会計監査委員の選出に関する事務を処理するため、選出委員会を総合委員の中におく。	執行部役員及び会計監査委員の選出に関する事務を処理するため、選出委員会を専門委員の中におく。
第九章 運営委員会	第二十九条 運営委員会は、本会会則及び総会の委任事項を執行するため、執行部役員、総合委員・専門委員の各委員会の代表二名、クラス委員の各学年・A組の代表二名、及び教職員若干名を以て構成する。	運営委員会は、本会会則及び総会の委任事項を執行するため、執行部役員、専門委員会の代表二名、クラス委員の各学年・A組の代表二名、及び教職員若干名を以て構成する。
第十章 委員会	第三十五条 本会の会則に定められた活動を計画実施するために次の委員会をおく。 1 総合委員会 2 専門委員会 3 クラス委員会 4 実行委員会	本会の会則に定められた活動を計画実施するために次の委員会をおく。 1 専門委員会 2 クラス委員会 3 実行委員会
第十一章 付則	第四十二条 本会則は、令和2年6月1日 一部改正。	本会則は、令和3年4月24日一部改正。

条項	原 文	改正後
第一条	委員は、学級ごとに総合委員、専門委員、クラス委員各二名を選出する。但し、やむを得ない場合や状況に応じて一名でも可とするが、その場合一クラスから選出する委員の総数は五名を下回ってはならない。この委員は次の委員会の構成員となる。	委員は、学級ごとに専門委員、クラス委員各二名を選出する。この委員は次の委員会の構成員となる。
	1 総合委員会 総合委員会として、(1)教育環境委員会、(2)地区委員会、(3)選出委員会（第七章）をおく。各委員会内の互選によって正副委員長を選出する。	1 専門委員会 専門委員会として、(1)環境総合委員会、(2)給食委員会、(3)広報委員会、(4)選出委員会をおく。各委員会内の互選によって正副委員長を選出する。
	2 専門委員会 専門委員会として、(1)給食委員会、(2)広報委員会、(3)文化委員会をおく。各委員会内の互選によって正副委員長を選出する。	2 クラス委員会
	3 クラス委員会 一学年、二学年、三学年、A組に分かれて活動する。それぞれ互選によって正副委員長を選出する。	3 実行委員会
〈PTA会則の内容〉	なし	選出委員会とA組クラス委員会は、必要に応じて運営委員会への臨時出席を可能とする。

< PTA 組織図 >



2021 年度 活動方針

2021 年度 活動方針

■ 活動の目的

保護者と教職員が協力して、子供たちの健全な成長を図る。

■ 活動のテーマ

大切な未来のために今、できること

■ 活動方針

- ① 保護者と教職員、及び保護者同士の連携を密にし、開かれた PTA 活動の推進に努める。
- ② 学校・家庭・地域の連携を強化し、学校内外の人的・物的教育環境の充実に努める。
- ③ 変化する環境に対応できるよう活動内容やルールを見直しながら変更が必要な場合は改善に努める。

2021年度 予算

2021年度 予算

国立第二中学校PTA
自2021年4月 1日
至2022年3月31日
(単位:円)

1. 一般会計

《収入の部》

項 目	前年度実績	予算額	摘 要
繰越金	384,820	864,421	
会 費	1,040,000	813,000	家庭数 509 (暫定数) × @1,500円=763,500 円 職員数 33 (暫定) × @1,500円=49,500円(※保険料含む) (仮)生徒数566名 × 90%を家庭数と想定
雑収入	7	0	
合 計	1,424,827	1,677,421	

《支出の部》

項 目	前年度実績	予算額	摘 要
運営費			
事務費	4,169	50,000	事務消耗品費
弔 費	0	30,000	香典
事業活動費			
環境総合活動費	0	30,000	要望書関連費・講演会費
給食活動費	0	2,000	給食試食会費
広報活動費	166,375	250,000	やまびこ発行2回分
選出活動費	1,743	2,000	役員選出活動費
クラス活動費 (1年、2年、A組)	46,338	58,200	@150 円 × (1年185名+2年187名+A組16名)
クラス活動費(3年)	177,770	204,700	@1,150円 × 178名
行事活動費	0	10,000	PTA バレーボール大会参加費
記念行事積立金	30,000	30,000	学校創立70周年記念行事積立金
印刷機等積立金	80,000	80,000	印刷機等積立金
保 険 料	54,011	57,000	PTA行事総合補償制度加入費
予 備 費	0	873,521	
合 計	560,406	1,677,421	

2. 特別会計(積立金)

項 目	前年度繰越金額	積立予定額	摘 要
記念行事積立金	50,211	30,000	
印刷機等積立金	774,432	80,000	

＜前年度からの変更点＞

《収入の部》

●会費

- ・2021 年度 PTA 活動の見直しと繰越金の適正化を検討の上、会費を 1,500 円に見直します。

《支出の部》

●事務費

- ・「消耗品費」と「備品費」を合わせて「事務費」に変更します。

●給食活動費

- ・給食試食会会費は参加者負担とします。

●クラス活動費（1 年,2 年,A 組）

- ・これまでクラス数に対する予算としてきましたが、1 名につき 150 円を想定し予算計上します。

●クラス活動費（3 年）

- ・3 学年は 1 名につき 150 円に加え、「卒業記念品@1,000 円×3 学年生徒数」を加算します。

●予備費

- ・2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、PTA 活動が制限されました。そのため 2021 年度への繰越金額が多くなりました。予備費の使い方については 2021 年度で検討していきます。

国立市立国立第二中学校PTA会則

第一章 総則

- 第一条 本会は、東京都国立市立国立第二中学校PTAと称し、事務局を国立第二中学校内におく。
- 第二条 本会は、学校と家庭とが一体となり、なお社会の協力を得て、民主教育の達成と、生徒の幸福の増進につとめるとともに、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第二章 方針と活動

- 第三条 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動する。
- 第四条 本会は、非営利的、非宗教的、非党派的であって、本会の名称も役員名も、営利的関係、或いは党派的关系に利用してはならない。
- 第五条 本会は、生徒の福祉のために活動する他の社会的団体及び機関と協力する。
- 第六条 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉を受けてはならない。
- 第七条 本会は、学校ならびに関係方面に、意見の具申、参考資料の提供を行うが、直接に学校運営、教職員の人事に干渉しない。
- 第八条 本会は、第二条の目的を達成するために次の活動をする。

- 1 よい保護者、よい教職員になるようにつとめる。
- 2 家庭と学校との緊密な連絡によって、生徒の生活を補導する。
- 3 生徒の生活環境をよくする。
- 4 民主教育の理解を深め、これを推進する。
- 5 学校の教育的環境の整備をはかる。
- 6 会員相互の親睦をはかる。
- 7 その他、必要な活動をする。

- 第九条 本会は、国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実に協力する。

第三章 会員

- 第十条 本会は、生徒の父母又はそれに代わる人（以下保護者という）及び教職員を以て会員とする。
- 第十一条 本会の会員は、会費を納めるものとし、その額及び方法は総会で決める。但し、特別の事情ある会員に対しては、運営委員会の承認を得て、減額又は免除することができる。
- 第十二条 会員は、すべて平等の義務と権利を持つものとする。

第四章 会計

- 第十三条 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金を以てこれにあてる。
- 第十四条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第五章 執行部役員

- 第十五条 本会に次の執行部役員をおく。

会長	一名（保護者）
副会長	三名以上（保護者二名以上、教職員一名）
書記	三名以上（保護者二名以上、教職員一名）
会計	三名以上（保護者二名以上、教職員一名）

第十六条 執行部役員は、他の執行部役員、正副委員長を兼ねることができない。

第十七条 執行部役員は、会員の中から選出する。但し、教職員の場合は、教職員の互選によって選出し、総会で承認を得るものとする。

第十八条 執行部役員の任期は、一年とする。年度途中執行部役員になったものの任期は前任者の残存期間とする。

第十九条 執行部役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総理し、総会、執行部会、運営委員会を招集し、会計監査委員、選出委員の会議を除くすべての会議に出席して意見を述べることができる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときは、その代理をする。
- 3 書記は、会務を整理し、総会、執行部会、運営委員会の議事を記録し、その他の事務を行う。
- 4 会計は、会計事務を処理する。決算書は会計監査委員会の監査を経て総会に報告する。

第六章 会計監査委員会

第二十条 本会の会計を監査するために、三名（保護者二名、教職員一名）の会計監査委員をおく。会計監査委員は会員の中から選出し、総会で承認を得るものとする。

第二十一条 会計監査は、年二回以上行う。

第二十二条 会計監査委員は、他の執行部役員、委員を兼ねることができない。その任期は執行部役員に準ずる。

第七章 選出委員会

第二十三条 執行部役員及び会計監査委員の選出に関する事務を処理するため、選出委員会を専門委員の中におく。

第八章 総会

第二十四条 総会は、本会の最高議決機関であって、定期総会と臨時総会とし、定期総会は年度初めに、臨時総会は必要の都度開く。

第二十五条 1 総会は、全会員の五分の一以上の出席を以て成立する。委任状も認める。

2 議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

3 但し、会則の改廃については出席者の三分の二以上の同意を必要とする。

第二十六条 総会には、次の事項を討議する。

- 1 年度事業報告、年度決算報告
- 2 会則改正
- 3 新執行部役員の選出、承認
- 4 新年度の事業計画及び年度予算
- 5 その他必要な事項

第二十七条 運営委員会が必要と認めた場合、又は会員の五分の一以上の要請がある場合には臨時総会を開かなければならない。

第二十八条 総会の日時、場所及び議題は、三日前までに通知しなければならない。

第九章 運営委員会

第二十九条 運営委員会は、本会会則及び総会の委任事項を執行するため、執行部役員、専門委員の各委員会の代表二名、クラス委員の各学年・A組の代表二名、及び教職員若干名を以て構成する。

第三十条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関である。

第三十一条 運営委員会の任務は、次のとおりである。

- | |
|-------------------------------------|
| 1 年度計画案 |
| 2 総会に提出する議案を作成し、又、総会から委任された事項を処理する。 |
| 3 予備費の支出、その他の収入の受け入れを決定する。 |
| 4 新年度の予算決定までの暫定予算案を作る。 |
| 5 執行部役員に欠員の生じた場合には、その処理に当たる。 |
| 6 その他、緊急事項を処理する。 |

第三十二条 運営委員会は、原則として各学期二回開く。但し、構成員の四分の一以上の要請のある時は、臨時に招集しなければならない。

第三十三条 1 運営委員会は、構成員の三分の一以上の出席によって成立する。

2 議決は、出席者の過半数を以て決定する。

第十章 委員会

第三十四条 執行部会は、執行部役員を以て構成する。執行部会は、運営委員会に提出する議事等を審議し、また、緊急事項を処理し、運営委員会に報告承認を求める。

第三十五条 本会の会則に定められた活動を計画実施するために次の委員会をおく。

- | | | |
|---------|----------|---------|
| 1 専門委員会 | 2 クラス委員会 | 3 実行委員会 |
|---------|----------|---------|

第三十六条 委員会は、構成委員の三分の一以上の出席によって成立する。

第三十七条 委員会についての必要な事項は、細則で決める。

第十一章 付則

第三十八条 本会の運営に関し、必要な細則は、会則に反しない限り運営委員会で定める。

第三十九条 運営委員会で、細則を改廃した場合は、これを総会に報告しなければならない。

第四十条 校長は、本会の会議に出席して、発言することができる。

第四十一条 本会の事務所に次の帳簿を備え、会員にいつでも公開する。

- | | | | | |
|--------|-------|-------|----------|--------|
| 1 会員名簿 | 2 記録簿 | 3 会計簿 | 4 会費徴収原簿 | 5 備品台帳 |
|--------|-------|-------|----------|--------|

第四十二条 本会則は、昭和34年5月23日より施行する。

本会則は、昭和43年4月27日 一部改正。

本会則は、昭和49年5月18日 一部改正。

本会則は、昭和50年5月17日 一部改正。

本会則は、昭和51年11月11日 一部改正。

本会則は、昭和61年5月24日 一部改正。

本会則は、平成5年5月6日 一部改正。
 本会則は、平成9年5月31日 一部改正。
 本会則は、平成10年5月30日 一部改正。
 本会則は、平成16年5月21日 一部改正。
 本会則は、平成23年3月10日 一部改正。
 本会則は、平成25年3月 8日 一部改正。
 本会則は、平成26年3月 6日 一部改正。
 本会則は、平成30年3月 9日 一部改正。
 本会則は、平成30年5月12日 一部改正。
 本会則は、令和2年6月1日 一部改正。
 本会則は、令和3年4月24日 一部改正。

細 則

第一条 委員の構成は、次のとおりとする。

委員は、学級ごとに専門委員、クラス委員各二名を選出する。この委員は次の委員会の構成員となる。

1 専門委員会	専門委員会として、(1)環境総合委員会、(2)給食委員会、(3)広報委員会、(4)選出委員会をおく。各委員会内の互選によって正副委員長を選出する。
2 クラス委員会	一学年、二学年、三学年、A組に分かれて活動する。それぞれ互選によって正副委員長を選出する。
3 実行委員会	必要に応じて臨時に組織される。委員会内の互選によって正副委員長を選出する。

第二条 各委員長は、それぞれの委員会を必要に応じて招集することができる。

第三条 クラス委員長は、必要ある場合、その学年やクラスに属する会員を招集することができる。

第四条 教職員は各委員会、集会に出席し発言することができる。なお連絡調整のため、若干の各係をおく。

第五条 会員及び生徒に弔意を表す額は次のとおりとする。

生徒、生徒の保護者、教職員が死亡した場合	10,000円
----------------------	---------

第六条 選出委員会とA組クラス委員会は、必要に応じて運営委員会への臨時出席を可能とする。

PTA行事総合補償制度加入の御案内

PTA団体傷害保険 被保険者は、児童・生徒・保護者会員・教師会員となります。

●PTAが日本国内で主催または共催する行事(＊)に参加しPTA管理下にある間、または当該行事に参加するための自宅と行事会場との通常の往復途上において、PTA会員、児童・生徒が被った傷害を担保します。

(＊)PTAが立案・企画する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく手続きを経て決定されたもの。

(注)児童・生徒については、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」の定めるところにより、給付対象となる傷害は本保険の対象となりませんのでご注意ください。

〈保険金をお支払いする主な場合〉

- ・ PTAのバレーボール大会やサークル活動中誤ってケガをした。
- ・ 朝・夕の児童・生徒のための交通指導中にケガをした。

〈保険金をお支払いできない主な場合〉

- ・ 保険契約者、被保険者(保険の対象となる方)、保険金受取人の故意によるケガ
- ・ けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ
- ・ 無免許運転、酒酔い運転、麻薬等を使用しての運転によるケガ
- ・ 他覚症状のないむち打ち症、及び腰痛

PTA管理者賠償責任保険 被保険者はPTAとなります。

●PTA活動(＊)を日本国内で行っている際

- ① PTAの役員や責任者の不注意、管理や指導のミスによって、児童・生徒、保護者会員、教師会員またはその他の第三者の身体・財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合
- ② 第三者から借用していたスポーツ用具などの財物(保管物)を損壊・紛失し、または盗取されたことについて、管理者としての法律上の損害賠償責任を負った場合(保管物賠償危険)

に被る損害(損害賠償金、応急手当費用、争訟費用等)を補償します。

(＊)PTAが立案・企画し主催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく手続きを経て決定されたもの。

〈保険金をお支払いする主な場合〉

- ・ 講演会を開催したところ、係員をしていたPTA役員の誘導ミスにより参加者が将棋倒しになりケガ人が出た。
- ・ 野球大会で隣家のガラス窓にボールをぶつけ、割ってしまった。
- ・ PTA総会の際、借りていたマイクを落とし、破損してしまった。

〈保険金をお支払いできない主な場合〉

- ・ 保険契約者または被保険者(保険の対象となる方)の故意による損害賠償責任
- ・ 自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます)の所有、使用などに起因する損害賠償責任
- ・ 被保険者(保険の対象となる方)が借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸し主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた損害賠償責任
- ・ 被保険者(保険の対象となる方)の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任 など

加入タイプと保険料 加入はPTAにて全員一括加入し、申し込みます。

PTA 団体傷害 保険	死亡・後遺障害 保険金額		175 万円		1 世帯あたりの 保険料 93 円	
	入院保険日額(180 日限度)		1 日あたり 2500 円			
	通院保険日額(90 日限度)		1 日あたり 1500 円			
PTA 管理者 賠償責任 保険	PTA活動遂行に 伴う賠償責任	てん補 限度額	身 体	1 名 5000 万円 1 事故 3 億円	1 事故につき 自己負担額 1000 円	児童・生徒 1 名あたりの 保険料 9 円
			財 物	1 事故 500 万円		
		保管物賠償責任	加害者 1 名あたりてん補限度額 10 万円 保険期間中 1000 万円			1 事故につき 自己負担額 5000 円

★事故が発生したときは速やかにPTA執行部役員まで報告してください。

担当保険会社: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社